

令和8年度 第203号 明日香村内竹林分布状況調査業務

特記仕様書

(業務対象)

業務名 : 令和8年度 第203号 明日香村内竹林分布状況調査業務

業務場所 : 明日香村内

履行期間 : 契約締結日～令和8年10月30日

(業務目的)

本業務は、村内の竹林分布状況を調査し、視点場(明日香村景観計画16項参照)、史跡指定地及び、世界遺産を目指す構成資産(以下「史跡地等」という)を含めた眺望景観への影響を把握するとともに、効果的な竹林伐採計画の立案を目的とする。

(業務の履行)

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書による他、「土木設計業務等共通仕様書(案)(令和2年10月奈良県県土マネジメント部)」によるものとする。

(技術者要件)

本業務の配置予定技術者は、開札日の3ヶ月以上前から入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者で、かつ以下のいずれかの資格を有すること。なお、管理技術者と照査技術者の選択科目は重複しないこと。また、配置予定技術者のうち少なくとも1名は官公庁が発注する森林資源量調査の業務実績を有すること。

技術士(建設部門(建設環境))又は総合技術監理部門(建設-建設環境)

技術士(建設部門都市及び地方計画)又は総合技術監理部門(都市及び地方計画)

RCCM(建設環境又は、都市計画及び地方計画)

(業務内容)

(1)計画準備

業務の目的・趣旨等を十分に把握したうえで、業務計画書を作成する。

(2)資料収集整理

業務に必要な資料の収集を行い、不足する資料等がないか確認を行ったうえで、後続作業で利用するために整理を行う。

(3)竹林分布状況調査

村所有の航空写真データ(H29)又は衛星写真等を用いて、目視などにより村内の竹林が分布する位置・範囲を調査し、航空写真等に竹林分布状況プロットした竹林平面分布情報作成をする。な

お用いるデータと現地状況の差異が顕著と判断される場合及び調査の結果景観上等で阻害となる竹林が確認された場合、現地確認を行うこと。また、竹林平面分布情報には、視点場、村内史跡地等（4 5箇所程度）をプロットする。

(4)竹林資源量の推計

竹林分布状況調査結果や現地踏査、その他関連情報を活用し、竹林の樹高や資源量（材積）の推計を実施する。

(5)竹林分布図・竹林分布表の作成

(3)(4)の調査結果を整理し、村内の竹林分布図（都市計画図1：2500）竹林分布表（リスト）を作成する。竹林分布図には竹林の範囲をプロットする。竹林分布表で取りまとめる属性は、位置・規模（面積・平均樹高・材積）、現地状況、竹の種類（真竹・孟宗・破竹など）所有者とする。なお、所有者調査は林地台帳、森林簿、登記情報などから確認できたものを整理する。

(6)景観資源・視点場の整理

村内の史跡地等、その他景観資源を調査すると共に、観光客など、不特定多数の人が集まり、史跡地等や風景を眺めることができる場所（視点場）において写真撮影等の調査を行い、地図情報を取りまとめる。

(7)竹林の景観影響と伐採優先度の整理

(3)(4)及び(6)の調査結果から、史跡地等その他景観資源の眺望を阻害する竹林の抽出し、伐採優先度を検討する。なお、今年度に「竹林整備事業に伴う設計業務」の発注を予定しているため、伐採最優先箇所を選定は令和8年8月末までに発注者へ報告すること。

(8)報告書作成

業務結果を取りまとめ、報告書2部を作成する。

(3)(4)(5)(6)で作成した地理情報をシェイプファイルとして出力し、CD-R又はDVD-Rに納め成果として納品すること。

報告書及び図表の電子データについては、Microsoft Word、Microsoft Excel又はMicrosoft PowerPointで編集可能なファイル（図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるもの）及びAdobe Acrobat Professionalにてテキスト、図、画像などを含む報告書全体と同等の内容が閲覧できるものを提出すること。

(9)打合せ協議

業務着手時、中間時（3回）、成果品納品時に打合せ協議を行う。

（土地への立ち入り）

(1)現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。

- (2)身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。
- (3)身分証明書の内容については、委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書交付願いに基づき発注者が交付するものとする。
- (4)身分証明書の発行対象者は、現場での作業を実施する者の全員とし、契約後、速やかにその適任者を届け出て交付を受けるものとする。
- (5)受注者は業務を完了した場合又は契約が解除された時等。身分証明書が不要になったときは、遅滞なく発注者に返却しなければならない。

(その他)

- (1)特記仕様書に記載無き事項については、発注者と受注者の双方協議のうえ決定するものとする。
- (2)受注者は、業務中に知りえた内容及び成果物の一切について、第三者に情報を漏洩してはならない。